

介護職員就業・定着促進事業のご案内

宮崎県より介護職員初任者研修を受講する際の受講料を補助する、「介護職員就業・定着促進事業」を実施すると案内がありました。

◎内容

①補助対象事業者

宮崎県内に所在する事業所及び施設で、介護業務の経験が通算3年以内（受講開始日時点）の介護職員を雇用し、その職員の介護職員初任者研修の受講料を負担した事業者。

②補助条件

- ・受講開始日と同じ年度（平成30年3月31日）までに受講修了し、修了証の交付を受けること。
- ・補助金等の交付に関する規則及びこの介護職員就業・定着促進事業費補助金交付要綱の規定に従う事。

※他にも県税に未納が無い等要件を満たす必要があります。

③補助対象経費及び補助金額

- ・補充対象経費
介護職員初任者研修の受講料として補助事業者が負担した経費
- ・補助金額
受講者1名に対して補助事業者が負担した受講料又は5万円を上限に県が定める額のうちいずれか低い額

補助金交付申請は、原則、研修開始日の前日までに交付申請書を提出していただく必要があります。

詳しい内容や必要書類については[宮崎県庁ホームページ](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/)をご覧ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

TOP→健康・福祉→高齢者・介護→居宅介護→介護職員就業・定着促進事業を実施します

※エバーライフビジネスカレッジ対象講座

○11期生：平成29年 4月 1日～平成29年 7月 22日

○12期生：平成29年 7月 29日～平成29年 11月 18日

○13期生：平成29年 11月 25日～平成30年 3月 17日

エバーライフビジネスカレッジ